

平成 28 年度 神戸市既存高齢者施設等の防犯対策強化 事業者募集要項

国では、相模原市の障害者支援施設での殺傷事件を受け、高齢者施設の防犯対策を推進するため、平成 28 年度第 2 次補正予算において、既存高齢者施設等の防犯対策強化事業が創設されたところです。

今回の事業者募集は、神戸市が、同事業に係る交付金の協議を国へ申し入れるにあたり、防犯カメラの設置等を希望する施設より、必要な資料の提出を求めるものです。

1. 募集概要

(1) 対象施設

神戸市内で既に開設している下記の施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設（併設含む）、認知症高齢者グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム、宿泊を伴うデイサービスセンター

(2) 対象事業

国の「(別紙 1) 既存高齢者施設等の防犯対策強化事業の取扱いについて」参照

※ただし、平成 28 年度中に完了する規模の工事であること。

※対象経費は、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に関する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）

(3) 補助額

補助対象事業費（180 万円上限）の 1/2（1 事業所あたり）

(4) 募集期間

平成 28 年 11 月 4 日（金）まで

2. 応募資格

提出書類の受付締切日において、次のいずれにも該当すること。

- ①過去 5 年の間に役員の中に破産手続開始決定を受けて復権を得ないもの、又は禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- ②直近 1 年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと。
- ③会社更生法または民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- ④介護保険法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、所管庁への当該命令に対する改善報告が完了していること。
- ⑤介護保険法の指定の効力の一部もしくは全部停止の処分を受けた場合、その処分期間を経過し、終了していること。
- ⑥過去 5 年の間に、法人の運営において重大な法令等の違反がないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び代表者がその構成員でないこと又はそれらの利益となる活動を行なう者でないこと。

3. 提出書類等

(1) 提出書類

- ①申込書
- ②協議用シート（記載方法は、国の「(別紙1) 既存高齢者施設等の防犯対策強化事業の取扱いについて」を参照すること）
- ③平面図（設置予定箇所等を明記すること）
- ④位置図
- ⑤写真等（現況及び設置個所が分かるもの）
- ⑥見積書

※複合型施設の場合は、①～⑥の他、⑦建物の各部分の面積が確認できる書類、⑧面積確認シート（記載方法は、「(別紙2) 防犯対策強化事業に係る共有部分の取扱いについて」参照）を提出してください。

※申請に必要な書類は、「神戸ケアネット」の「臨時のお知らせ」からダウンロードできます。

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/index.html>

※提出書類の内容について、ヒアリングを行う場合があります。

※後日、必要に応じ、追加書類の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

(2) 提出方法

Eメールにて提出

※原本書類はEメール送信にあわせ、郵送にて提出してください。

(3) 提出期間

平成28年11月4日（金）まで

- ・Eメールにて提出後、メールの到着を必ず電話で確認してください。
- ・電話での確認は、期間中の午前9時から12時、午後1時から5時までとし閉庁日を除きます。
- ・受付期間を過ぎた場合は受付できませんので、ご注意ください。

4. 今後の予定等

神戸市と国県とで交付金に関する協議を行います（時期未定）。協議の状況等に応じて、神戸市がその後の対応等を決定します。決定次第、速やかに応募者へ連絡します。

本募集で採択された事業者については、事業者名、法人所在地及び安全対策内容等を公表する場合があります。

採択された事業者について、提出のあった書類は神戸市情報公開条例第10条の規定に基づき、情報公開の対象となります。

5. 留意事項

- (1) 現在、本市の補正予算審議中であるため、**今後、補助金の交付が受けられない場合や減額の場合もありますので、ご了承ください。**
- (2) 補助金の交付は国との協議等により決定されます。**協議の状況によっては、補助金の交付が受けられない場合や減額の場合もありますので、ご了承ください。**

- (3) 選考により補助対象者、対象範囲等を決定する場合があります。
- (4) 国の補助事業は、変更される場合があります。
- (5) 補助金の交付決定を受けてから、工事契約等を締結してください。交付決定前に契約した場合は、補助対象となりません。
- (6) 補助対象経費には消費税及び地方消費税を含みますが、消費税及び地方消費税の還付を受けたときは、補助金を返還する義務が生じます。従いまして、消費税及び地方消費税の還付を受ける場合は、補助申請額は消費税抜きとしてください。

6. 提出先（お問い合わせ先）

神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館4階

神戸市保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課施設整備係

電話 078-322-5226

メールアドレス kourei_shisetsuseibi@office.city.kobe.lg.jp